

情報公開・個人情報保護審議会

第4回 特定個人情報保護評価部会議事録

1 日 時：平成27年8月6日(木) 午後6時00分～午後7時45分

2 場 所：千葉中央コミュニティセンター2階 市政情報室

3 出席者：

(1) 部会委員

多賀谷一照部会長、稲垣総一郎委員、藤谷護人委員

(2) 事務局

金森政策法務課市政情報室長、石川同課主査、土井同課主任主事、中村同課主事

(3) 実施機関

(健康保険課)

大木健康保険課長補佐、安藤同課主査、梶原同課主事

(保健福祉総務課)

坂入主任主事、米満同課主任主事

(情報システム課)

吉田情報システム課主査、渡辺同課主任主事

(業務改革推進課)

小林業務改革推進課主査、豊田同課主任主事

4 議 事：

(1) 市民意見聴取の結果について

(2) 全項目評価書の第三者点検について

ア (旧) 福祉システム (後期高齢者医療事務)

(3) その他

5 議事の概要：

(1) 市民意見聴取の結果について

平成27年6月22日から7月21日の期間に、市のホームページ等で実施した市民意見聴取の結果について、報告した。

(2) 全項目評価書の第三者点検について

実施機関から全項目評価書の修正事項等の説明を受けて、意見交換をした。保護評価部会から審議会(全体会)への報告書については、8月27日の審議会(全体会)へ提出することとした。

(3) その他

議事録の確定方法について確認した。

6 会議経過：

(金森市政情報室長) 本日は大変お忙しい中、また遅い時間にご出席いただきましてありがとうございます。市政情報室長の金森でございます。

それでは多賀谷部会長さん、よろしく願いいたします。

(多賀谷部会長) ただいまから第4回特定個人情報保護評価部会を開催します。本日は

部会委員、全員出席でございます。また、オブザーバーとして参加を希望される委員はおりませんでしたので、部会委員3人での審議になります。

◆議事（1） 市民意見聴取の結果について

（多賀谷部会長） それでは、議事（1）「市民意見聴取に係る報告について」を議題といたします。事務局から報告をお願いします。

【事務局説明】

◆ 今後のスケジュール

（金森市政情報室長） まず、説明に先立ちまして、資料の概略を説明します。

資料1は、「特定個人情報保護評価スケジュールについて」です。

資料2は、「市民意見聴取の結果について」です。

資料3は、「部会委員からの質問事項について」です。これは、前回の部会等での質問事項に対する回答でございます。

資料4は、「中間サーバーについて」です。これは、前回の会議で事務局から口頭で説明した国からの回答内容ですが、前回会議で紙ベースでも配付するという指示がございましたので、今回資料として改めて配付いたしました。

資料5は、「全項目評価書（後期高齢者医療事務）」です。

また、会議資料とは別に、「保護評価関係資料」という形で、番号法の逐条解説や国の評価指針、また前回の部会の議事録なども一緒に綴らせていただいております。

それでは、資料に基づきまして説明させていただきます。

資料1「特定個人情報保護評価スケジュールについて」をご覧ください。

こちらは前回の会議（第3回部会）でもお配りしました、今年度の特定個人情報保護評価スケジュールでございます。

「（旧）福祉システム（後期高齢者医療事務）」の部分ですが、保護評価のスケジュールとして、特定個人情報保護評価は、①の「計画管理書の作成」から⑨の「市のホームページでの評価書の公表」までの9つの事務手続を経て行っていくことを予定しております。

本日の部会は、このうち⑥の「第4回保護評価部会（第三者点検）」になります。

したがって、本日は、まずは、前回の会議である④の「第3回保護評価部会（事前点検）」での意見や、⑤の「市民意見聴取」での意見に対する対応、また、訂正した全項目評価書の内容をこちらから説明した上でご審議いただき、8月27日に開催します⑦の「第16回情報公開・個人情報保護審議会」（全体会）に、どのような部会報告をするかということまでご検討いただければと考えております。

◆ 市民意見聴取

【事務局説明】

（金森市政情報室長） それでは、資料2「市民意見聴取の結果について」をご覧ください。6月22日から7月21日まで、昨年度と同様、全項目評価書をホームページ等で公表する方式で市民意見を募集しましたが、市民からの意見の提出はございませんでした。

なお、ホームページの実際の画面をコピーしたものを参考として配布させていただいております。

また、市民意見聴取と並行して、部会の委員の皆様からも気づいた点等があれば、ご意見等をいただくことになっていたかと思っております。前回会議でのご質問や、藤谷委員のレクの際にいただいた質問とあわせて、資料3「部会委員からの質問事項について」としてま

とめております。これにつきましては、次の議事において、所管課からご説明させていただきます。

事務局からの説明は以上でございます。

【意見交換】

(多賀谷部会長) ただいまの報告について、何かご質問等がありますか。

マイナンバー問題というのは、最近、新聞やテレビで取り上げられるようになってきましたので、今後は、市民の関心も高まってくるでしょうが、今の段階では、意見が出て来ないのはやむを得ないかもしれませんね。

それでは、よろしいでしょうか。

(なし)

◆議事(2) 全項目評価書の第三者点検について

(多賀谷部会長) それでは、次の議題に進みたいと思います。

次は、議事(2)「全項目評価書の第三者点検について」を議題とします。

それでは、実施機関から、説明をお願いします。

【実施機関の説明】

(大木健康保険課課長補佐) 健康保険課課長補佐大木と申します。

それでは、資料5「全項目評価書(後期高齢者医療事務)」をご覧ください。

まずは、前回の会議から一部訂正がございますので、報告させていただきます。

評価書の3ページでございます。「1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」の「② 事務の内容」でございます。資料では、1番から14番まで事務を列記しております。こちら、従前の評価書では項目数が15ございました。これは、項目の14番目に「上記に掲げる事務に付随する事務」という項目が2つあり、重複していましたので、1つ削除しました。

次に、7ページでございます。「業務全体図」の上段に網かけになっている所です。こちらで標準システム窓口端末と福祉総合情報システムの間、相互に情報をやりとりするような形で双方向に矢印が入っておりますが、ここに従前の評価書ですとCDのイラストが入っておりました。実際には専用回線でやりとりしていますので、イラストを削除しました。

同様の図が8ページと9ページにもございましたので、専用回線でやりとりしている所についてはCDのイラストを削除しています。

次に、24ページをご覧ください。「3 特定個人情報の使用」の所ですが、「管理方法」欄の中に、「アクセスログ」という文言がございます。これは評価書の全体をとおしまして、操作記録のことを「アクセスログ」と記述していたり、「操作ログ」と記述していたり、表現がばらばらでしたので、「アクセスログ」という表現に統一しました。

それから、「具体的な方法」欄の所ですが、「情報システム管理者」という文言ですが、従前は「責任者」という言葉を使っていたので、修正しております。

このように、従前の評価書から修正は行っていますが、大きく評価書の趣旨を変えらるという修正ではございません。

次に、前回、委員の皆様からご質問をいただいておりますので、お答えします。

資料3「部会委員からの質問事項について」をご覧ください。全部でご質問は7項目ございます。

まず、1つ目の質問でございます。「広域連合の標準システムのセキュリティについて」ということで、千葉市や広域連合のシステムにセキュリティに問題がなくても、仮に、ある市町村においてはセキュリティレベルに問題があった場合、広域連合、そして、その市町村を通じて、県内の全部の後期高齢者のデータを、第三者から抜き取られてしまうリスクについて、確認すること。例えば、標準システム窓口端末と各市町村のシステムとが専用回線ではなく、外部につながる線で結ばれていて、そこからウイルスが入ってくるといったような、こういった懸念はないのかというご質問でございます。

こちらにつきましての回答です。広域連合が標準システム窓口端末にファイアウォールを設置しております、各市町村のシステムからの不正な侵入を防いでおります。また、各市町村にIDが割り振られておりますので、各市町村の職員は、標準システムに記録されている後期高齢者医療の被保険者のうち、当該市町村以外の被保険者の情報は見ることはできないという仕組みになっております。

各市町村にIDが割り振られておりますので、当該の市町村を超えて閲覧など、処理などはできないような仕組みになっております。こちらがまず1問目のご質問の回答でございます。

2問目の質問で「千葉市の福祉総合情報システムのセキュリティについて」です。広域連合の標準システム窓口端末と福祉総合情報システムとの間は、専用線で結ばれているということであるが、福祉総合情報システムのセキュリティについて確認すること。例えば、福祉総合情報システムには住民基本台帳や個人市民税に関する情報も入っているが、他の市町村や広域連合の職員が、標準システム窓口端末を経由して、福祉総合情報システムに自由に入ってくるリスクはないのかというようなことでございます。

これは評価書、また資料5をご覧ください。評価書の9ページと10ページでございます。賦課・収納業務については9ページの上の図でございます。それから、給付業務につきましては、次の10ページにやはり図がありますが、こちらの図を、ご覧になったの質問かと思えます。広域連合の窓口端末と標準システムと福祉総合情報システムとの接続について、両者間には双方向的なオンラインファイル連携されているように見える。こういったことを受けまして、このようなご質問をいただいたというような経緯になっております。

所管課だけでは答えられない内容も含んでおりますので、システム統括の上で管理しておる部署の方から答弁させていただきます。

(米満保健福祉総務課主任主事) 保健福祉総務課の米満と申します。

こちらの質問事項につきましては、確認事項が2点ほどございまして、まず、全体の6月22日の第3回保護評価部会の際にいただいた確認事項が1つ目の確認事項になります。そして、その確認事項を受けまして、一度、委員の先生の方々にはメールの方で、回答をお送りさせていただきましたが、分かりづらい部分もございまして、この2つ目の確認事項をいただいたような形になっております。本日の回答につきましては、この2つの確認事項を踏まえましてご説明させていただきたいと思えます。

福祉総合情報システムと標準システム窓口端末の接続につきましては、住民基本台帳情報等のファイル伝送を行っている特定の標準システム窓口端末を専用線で接続しております、他回線との相乗りではないため、回線中には他のデータの通信は存在しておりません。この接続の間には、もちろんファイアウォールを設置しております、こちらの方は福祉総合情報システムからの命令によるファイル転送のみ許可をしまして双方向のファイルの伝送を行っております。すなわち、福祉総合情報システムからは標準システム窓口端末が認識できますが、標準システム窓口端末からは福祉総合情報システムは認識できないような形になっております。

このことから、窓口端末側から福祉総合情報システム側へアクセスすることは不可能でございます。また、ファイル単位での通信のみを許可しておりますため、オンライン画面等の操作は不可能となっております。具体的には、仮想TCP/IPにて福祉総合情報システム（該当サーバ1台）から標準システム窓口端末への一方向のFTP（ポート）による送受信のみ可能となるよう制御しております、あわせて窓口端末からの通信は全てファイアウォールで遮断しております。このため、標準システム窓口端末から福祉総合情報システムへは、アクセスできない仕組みとなっております。

なお、標準システム窓口端末から標準システムサーバへの住民基本台帳情報等のファイル伝送につきましては、標準システム窓口端末から標準システムにログインした上で、住民基本台帳情報等のファイルをセットし、伝送しております。

質問事項2につきましては以上になります。

（大木健康保険課課長補佐） それでは、続きまして3点目のご質問でございます。

通信における認証・暗号化についてということで、保護評価書には、「窓口端末と広域連合の標準システムの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している」と記載されているが、暗号化について確認されたいということでございます。

こちらの回答ですが、暗号化のプロトコルといたしましては、HTTPSを使用しております。

4点目以降は、後日、藤谷委員からいただいたご質問でございます。広域連合の契約書の内容についてということでございます。千葉県後期高齢者医療広域連合の個人情報保護評価書の内容について、再委託を行う際の許諾方法について、「委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、及びその他当広域連合のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に関する履行体制図の提出する」と記載されているが、具体的な内容を確認してほしいというご依頼でございました。

回答でございます。広域連合の情報セキュリティポリシーには、情報システムの運用等を外部委託する場合には、再委託に関する制限事項の遵守など契約項目にセキュリティ要件を明記することとしております。具体的には、委託契約書における個人情報取扱特記事項の中で、原則として再委託を禁止しており、やむを得ず再委託する必要がある場合は、書面による再委託申請や履行体制図の提出を義務づけております。

5点目の「広域連合の再委託について」です。広域連合の再委託は実際に行われているのかというご質問でございます。

再委託は行われております。

6点目の「委託先、再委託先のセキュリティ管理について」です。委託先、再委託先のセキュリティ管理は誰が行うのか。広域連合なのか、第三者機関なのか、委託先自身が自分をチェックする体制なのかというご質問でございます。

こちらにつきましては、広域連合の職員がセキュリティ監査を年に1回行っております。

それから、特定個人情報ファイル記録項目についてということで、こちらは資料5、また全項目評価書の20ページをご覧いただきたいのですが、特定個人情報ファイル記録項目についてということで、こちらの上段の四角です。後期高齢者医療関連情報ファイルという四角がございます。その左側の列の一番下に「マイナンバー設定候補者WK」という記述がございます。こちらについてでございます。こちらにつきまして、これは何のための項目かというご質問をいただきました。

こちらに対する回答ですが、本年10月から行われる予定でありますマイナンバーのセットアップのための項目でございます。

いただいたご質問に対する回答は以上でございます。

【意見交換】

(多賀谷部会長) ただいまの説明について、何かご質問、ご意見はありますか。

(稲垣委員) 最後に説明のありましたマイナンバーのセットアップの項目とは、具体的にどのようなものですか。

(大木健康保険課課長補佐) 1月にマイナンバーの利用が始まりますので、それにあわせて、システムに含まない情報を事前情報として入れておかないといけない、初期情報のことです。既に被保険者の方はいますので、そこにセットアップ情報として既にある情報を入れ込むということでございます。

(稲垣委員) 資料3の6「委託先、再委託先のセキュリティ管理について」の所ですが、「広域連合の職員によるセキュリティ監査を年に1回行っている」と記載されていますが、どのような監査を行っているのですか。

(梶原健康保険課主事) マイナンバー自体始まっておりませんので、現時点では、マイナンバー用のセキュリティ監査は行っておりません。現時点では、全体的なセキュリティとしての監査を行っているということですが、それに対して、特に、情報の専門的な職員が特化してやっているというわけではなくて、ある程度、役職の上の者を責任者としてセキュリティ監査を1年に1回行っております。

(稲垣委員) どのような人が監査を行うのかというのが、重要ですよね。

(多賀谷部会長) 質問の2「千葉市の福祉総合情報システムのセキュリティについて」の所ですが、先ほどの説明では資料5「全項目評価書」の9ページ、10ページの図の説明をしていただきましたが、私の質問は、市町村の中での窓口端末と、それから福祉総合情報システムの所が、外部連携と連携していることは分かりましたが、広域連合との間はどうなっているかということを知りたいのですが、広域連合との間の所はオンラインファイル連携と記載されていますが、これは、ファイルトランスファーということでしょうか。

(梶原健康保険課主事) 広域連合から市町村へ貸し出されている窓口端末から広域連合の本体(標準システム)の所に移すというのは、ファイルを伝送している状況にあります、そこは専用線で繋がっているということです。

(多賀谷部会長) 専用線でしか行わない、ファイルトランスファーでしか行わない。要するに、個別照会を行わないと理解してよろしいですか。

(梶原健康保険課主事) 個別照会もできるようになっています。

(多賀谷部会長) 広域連合から各市町村に照会することはできるわけですね。

(梶原健康保険課主事) 千葉市のシステム(福祉総合情報システム)から見ることはできないのですが、千葉市に貸し出されている窓口端末を使って、広域連合の本体(標準システム)の情報を見るということは可能です。IDを使って自分の市の被保険者のみ参照は可能になっております。

(多賀谷部会長) このIDを持っている人は、広域連合に派遣されている千葉市の職員ということという理解でよろしいですか。

(梶原健康保険課主事) はい。ただ、それと同時に、千葉市の中で、広域連合の業務に携わっている職員も、同じく広域連合からIDを付与されております。

(多賀谷部会長) このIDは、市町村の単位で異なると理解してよろしいですか。

(梶原健康保険課主事) 市単位というより個人単位でIDは付与されていますので、そのIDそれぞれでどこの市町村の情報が見ることができるか、という管理がされている状況です。

(多賀谷部会長) ただ、厳密に言えば、広域連合の事務所の中では、おそらく、パソコ

ンが並んでいて、仮に、その職員がトイレに行っている間に、他の市町村の職員がパソコンを覗くことは可能ですよね。

(梶原健康保険課主事) 離席する場合は、ログアウトすることになるかと思います。

(多賀谷部会長) ログアウトを原則とするという理解でよろしいですね。

(梶原健康保険課主事) はい。

(多賀谷部会長) 分かりました。

(藤谷委員) 質問の4「広域連合の契約書の内容について」の所ですが、「原則として再委託を禁止しており、やむを得ず再委託する必要がある場合は書面による再委託申請や履行体系図の提出を義務づけている」と記載されています。これは、一般的なレベルでの対策は行われていると思うのですが、実際は、情報が漏えいされる場合というのは、再委託先とか再々委託先が圧倒的に多いのが現状です。

それはなぜかと言いますと、直接の委託先は、当然、委託元である発注者と直接契約関係にありますので、様々な意味で直接に抑止力が働きやすいのですが、再委託先、再々委託先になりますと、その抑止力が弱くなるからなんです。

質問の5「広域連合の再委託について」の中で、再委託は行われているという回答がありました。

再委託を行う場合は、どうして再委託をする必要があるのかということになります。より安くできるから再委託するという理由だけでは、認めてはいけません。

ところが、実際は契約上の原則として再委託禁止条項があるにもかかわらず、再委託はほとんど行われているような状況です。

広域連合の場合においても、「原則として再委託を禁止しており、やむを得ず再委託する必要がある場合は書面による再委託申請や履行体系図の提出を義務づけている」ということですが、これは、広域連合の中の話ではあるのですが、そうは言っても、広域連合は地方公共団体の組合であり、当然千葉市も広域連合の1メンバーということになりますので、現在既に再委託されているのですが、今、再委託を認めている再委託先においても、本当にその再委託をする必要があるのかということ、やはりもう少し厳しめにチェックする必要があるのではないかと思います。一般的には、実際の場合をチェックしてみると、本当は、このような理由では、再委託を認めて良いという理由にならないことが多いですから。

実際の話として、既に再委託を行っている部分を、今からやめるということは、どう考えても無理だと思いますが、これから再委託を行う場合については、単に再委託申請や履行体制図の提出を出せば良いという運用ではなく、再委託をする必要性です。なぜ、そこに再委託する必要があるのか。普通であれば再委託しないという契約を行っていながら、再委託をすれば安くできるから、という理由だけでは再委託を認めてはいけません。ところが、一般的には、そのようなことがよく行われています。

その会社にその部分の業務を任せないと、どうしてもだめであるという理由が、本来、必要です。そのあたりの認識が少し甘いので、甘いところでリスクがどうしてもそこに生まれてきます。

その部分は、ぜひ、実際に則した契約の条項の運用を心がけていただきたいと、要望します。

(多賀谷部会長) 委託、再委託の業務の仕方についてお聞きしますが、広域連合の施設内にシステムのデータがあると思いますが、委託先、再委託先の社員がそこからデータを持ち出して作業を行うのですか、それとも、委託先、再委託先の社員が広域連合の施設に来て、データの加工処理を行うのですか。

(梶原健康保険課主事) そこについては確認ができておりません。

(多賀谷部会長) もし、外へデータを持ち出すというとなると、それはリスクが大きくなることになりますね。

実際は、広域連合の職員は、各市町村から一人ずつ派遣されているのだと思いますので、その市町村の職員が、このような技術的な業務処理を行うことは難しいと思います。したがって、それは事実上、委託や再委託をせざるを得ないということになるのだと思います。

(藤谷委員) そのとおりだと思います。

(多賀谷部会長) しかし、だからと言って、丸投げしてデータごとすべて、どこかの会社に持っていくというのは、それはリスクが大きいのではないかと思います。

(藤谷委員) 多賀谷部会長がおっしゃるように、資料5「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)」の9ページとか10ページの図表を見ますと、広域連合の建物の中に、例えば後期高齢者医療関連情報ファイルやサーバーがあるように見えますね。

(多賀谷部会長) どこかのデータセンターで管理されていて、広域連合の建物の中には何もないのかもしれませんが。

(藤谷委員) そうすると、実はデータセンターとの間に何か契約が締結されている、ということになりますよね。

(多賀谷部会長) そうですね。

(藤谷委員) このあたりは、実態を確認された方がよいのではないのでしょうか。

(多賀谷部会長) データセンターが千葉市内にあるかどうかということもありますよね。

(稲垣委員) 再委託というのは、いろんなパターンがあると思うのですが、全部丸投げの再委託もあれば、部分的な再委託もあると思うのですが。

(多賀谷部会長) 巨大なシステムになりますので、専門家ではないと使えないし、おそらく、巨大なサーバー、データセンターであると思います。そのデータセンターが、広域連合の建物にあるということは、あまり考えられない。例えば、普通、国の巨大なシステムについては、おそらく、大手通信会社などの中にあって、霞が関にはないんだと思います。広域連合についても、それと同じような気がします。

(藤谷委員) 広域連合というのは、各自治体から職員が派遣されているだけであって、おそらく、広域連合の施設内には、データセンターはないのだと思います。

おそらく、広域連合の建物とは別にデータセンターが当然あって、広域連合が使っているのだと思います。そこに委託していて、データセンターには広域連合の職員はいないのだと思います。そこに業者が来ているのだと思います。

やはり、審議会は、まさに一種のアセスメントになるわけですから、それを通じて、どのようにデータが流れているのか見ていかないといけないと思います。

(多賀谷部会長) データセンターがどこにあるかということ自体も、セキュリティ上、秘密の話だと思いますので、オープンにはできないとは思いますが。

(藤谷委員) もちろん、そのとおりです。しかし、だからと言って、保護評価書を見る限りでは、データセンターがそもそもない形に見えてしまうので、それはきちんと実際に解明されて、契約関係を把握する必要があると思います。

マイナンバー法では委託だけじゃなくて再委託も再々委託も、それから派遣も含めて刑罰の対象になっているので、そういった意味では刑罰的な抑止力が及ぶかもしれない。

しかし、問題は、万が一、クラウドサービスで行っているとしたら、クラウドは委託関係の範囲ではないので、全然刑罰が及ばないことになる。そういった意味で、現実的にはどのようなになっているのか。

広域連合から委託先については、おそらく、どこかのデータセンターかだと思いますので、その委託先ですべてを行っているのか、あるいは、そこから、さらにどこかに委託しているのか、そのあたりを解明されて、そこでリスクが抑えられているかどうかを確認した方が

よいと思います。

(稲垣委員) 再委託というだけでは、漠然としているので、要するに、この辺はもっと具体的にということですね。

(藤谷委員) そうですね。

(多賀谷部会長) よろしいでしょうか。

(なし)

(多賀谷部会長) それでは、以上で全評価項目の第三者点検は終わったわけです。

(藤谷委員) すみません。多賀谷部会長、もう1点、よろしいでしょうか。

質問の6「委託先、再委託先のセキュリティ管理について」の所ですが、「広域連合の職員によるセキュリティ監査を年に1回行っている」と記載されていますが、広域連合の職員の方はセキュリティ監査を行うようなスキルとかノウハウをお持ちですか。

(梶原健康保険課主事) 確認したいと思います。

(藤谷委員) 現実にはどのような監査を実施しているのか、一応、確認してください。もし、監査の機能を果たしていないとしたら、しっかりした監査は入れるべきだろうと思いますので、そのあたりは、改善事項として出てくると思います。

(多賀谷部会長) よろしいでしょうか。

(なし)

◆審議会への報告書案

(多賀谷部会長) それでは、部会から審議会(全体会)への報告書案について検討したいと思います。事務局の方で報告書案は作成してありますか。

(金森市政情報室長) 今お配りします。

これは、今回の後期高齢者医療事務に関する審議事項の報告書(案)でございます。

また、保護評価関係資料の中に、これまで、第三者点検の終了した「(旧)住民記録オンラインシステム(住民基本台帳に関する事務)」と「税務システム(個人市民税に関する事務、固定資産税・都市計画税に関する事務)」に関しての、平成27年2月6日付けの部会から審議会(全体会)への報告書の写しがありますので、そのときの報告書と見比べながら、ご審議いただければと考えております。

まず、報告書の項目や体裁につきましては、2月の前回報告書とほぼ同じでございます。 「1 審議事項」、「2 調査審議の内容」、「3 部会の意見」、「4 審議経過」という構成となっております。

そのうち、「1 審議事項」、「2 調査審議の内容」につきましては、ほぼ前回の内容と同じくして、名称を前回の住民基本オンラインシステムや税務システムから、今回の福祉システムの後期高齢者医療事務という形に直してございます。

次に、「3 部会の意見」についてですが、2月の前回報告書では、当時、千葉市が独自に中間サーバーを用意するのではなく、国の方で用意する中間サーバーを使用することにつきまして、様々なご意見をいただいたことを踏まえまして、実際このご意見は本日配付した資料4「中間サーバーについて」にある事項でございますが、それを踏まえまして、2月の前回報告書の「3 部会の意見」の中ですが、「関係機関への確認等が必要と思われる記載があるもの」という条件を付した上で「現段階における評価としては妥当なものと認められる」という形で、部会から審議会へ報告したところでございます。

今回対象となっている評価書におきましても、今、ご質問や確認という形で、再委託の必要性であるとかデータの実態であるとか、セキュリティ監査の実態などについてもご意見をいただいたところでございますので、確認する対象機関は2月の前回報告書と異なりますが、文言としては、同じ「関係機関」という同じ表現となっております。

(多賀谷部会長) 表現は同じ、ということですね。

(金森市政情報室長) はい。実際に指し示す対象機関は異なりますが、文言としての表現は同じでございます。

また、2月の前回報告書の中には、今回ご説明しましたような国の中間サーバーに関する記載はないのですが、本日配布した資料4「中間サーバーについて」にあるように、中間サーバーに対する国の回答というのは、簡単に言いますと、各市町村の方できちんと対応してくださいというものでございました。

それについては、平成27年6月22日の第3回の部会でもご説明しましたが、千葉市では、国への再度の要望と自主的な取り組みの検討を並行して行っているところでございまして、まだ当時、部会が指摘した事項、確認を指摘した事項についての対処方針が決定していないのもまた事実でございます。

なお、2月の前回報告書の中では、直接的にはマイナンバー制度に関係のない再委託に関する条例整備の必要性につきまして、なお書きという形で検討が必要であるということで整備したところでございます。

今回もそれと合わせるような形ではございますが、部会の意見としては、なお書きということで、こちらとしましては2月の前回報告書の確認事項がまだ確定していないものということで、いわば条件ということではなく附帯意見のような形で、なお書きを読み上げさせていただきますが、「なお、中間サーバーソフトウェアのアクセスログを監視する仕組みについては、国の回答を踏まえ、千葉市において適切な監視がなされるよう引き続き検討されたい」という表現を残したところでございます。

これにつきましては、今年度の特定個人情報保護評価につきましては、今回の「(旧)福祉システム(後期高齢者医療事務)」の他に、5つのシステムについて引き続き審議いたします。そちらの審議までには、間に合うような形で、こちら、千葉市としても検討して参りたいと考えてございます。

調査審議の結果について報告書(案)につきましては、以上のような考え方に基きまして記載させていただきました。よろしくご審議お願いします。

(多賀谷部会長) それでは、情報公開・個人情報保護審議会(全体会)へ提出する部会の報告書(案)ですが、ご意見をお願いします。

2月の前回報告書と似たような内容となりますが、引き続き検討事項が残っているという趣旨になっていますね。

(藤谷委員) その意味では、3の「部会の意見」の一段落目も、実際は、2月の前回報告書のものと同じ状況と言えますので、事務局案でよろしいかと思えます。

ただ、なお書きのところを確認したいのですが、本日、非公開資料ということで、国から提供された資料の中ですが、「脅威と対策(共用環境の場合)」の所ですが、「なお、共用環境を利用する場合は、地方公共団体の利用環境に合わせて団体の責任に十分なセキュリティ対策を講じる必要がある」と記載されていますが、このことを指して、結局、当初は、中間サーバーについては、すべて国が脅威に対する対策を行うものであると考えていたら、実は、地方公共団体の責任で行いなさい、ということなのですね。

そうは言っても、「共用環境を利用する場合は、地方公共団体の利用環境に合わせて」と言われても、どこがどうなんだろうかなど、何となくもう一つよく分からないですね。

そうすると、なお書きの2行目で、国の回答を踏まえてのことだと思えますが、「千葉市において適切な監視がなされるよう引き続き検討されたい」と、この部会として意見を言うとしても、実際に、千葉市において何ができるのかな、と思うのですが、逆に私としては、どこをどうすればこれができるのかが、そういう技術的なものと言いますか、デー

タが流れる環境上のどこをどうやるのか、イメージが具体的に思いつきませんので、何か対応策を検討していることがあれば、現段階の状況で構いませんので、逆に教えていただきたいと思うのですが。

このような部会からの報告書を提出した場合に、中身が具体的に特定して、このようにすべきであると記載しないと、審議会（審議会）の会議の中、他の委員からで質問された場合に、困ってしまうと思うのですが。要するに、千葉市としては、逆に、どのようなことができるのですか。

（金森市政情報室長） 今、藤谷委員がおっしゃられたのは、資料4「中間サーバーについて」と併せて提出させていただきました、非公開資料として国から提供されました国の検討資料、内部資料の部分かと思えます。それを踏まえまして、資料4になりますが、国の回答として、「ログファイルをどのように扱うかは各団体の運用によるものであり、各団体において必要な措置を検討していただきたい」となっております。

（藤谷委員） 国とやりとりして、回答をきちんと聞き出していますね。

（金森市政情報室長） このようなやりとりをしてございまして、これにつきましては、対応策として「これにつきましては、情報関係の課と記載内容等を早急に協議し、次回以降の部会において、その対応策をお示ししていきたいと考えています」と記載させていただいております。

本日の会議では、間に合いませんでしたが、ログファイル、具体的に申しますと定期的に監視する仕組みであるとか、そのようなものを仕組みとして構築していきたいと考えてございます。

（藤谷委員） ここまで国とやりとりしているということですね。千葉市は適切に対応していると思えます。これまでの部会での検討の成果が具体的に生きていますね。

（多賀谷部会長） 基本的に中間サーバーにあるのは副本のデータなわけです。いちいち全部照合するのは大変だから副本に置いておいて、それを利用すると便利だということですね。

（藤谷委員） でも、ログファイルと言っても、中間サーバーには、千葉市だけがアクセスするわけではないですよ。中間サーバーの全てのログファイルを千葉市が見ることができるのですか。

（多賀谷部会長） おそらく、ログファイルは市町村単位で区切って、提供されるのではないのでしょうか。

（藤谷委員） 千葉市の情報に対して、誰が何のためにアクセスしたかのログファイルが千葉市からも見るということですね。

そうすると、言ってみれば、千葉市には中間サーバーだけなのかどうかよく分かりませんが、マイナンバーのシステムに関しての一定の情報、千葉市へのログもそうですが、千葉市のどこの部署が管理するかは別として、そのような情報を見ることができる何か、端末として導入されるということですね。

（小林業務改革推進課主査） 番号制度準備室の小林と申します。

申し訳ございませんが、国の方から詳細な資料がまだ提供されておきませんので、中間サーバー管理端末でそのような操作ができるのか、あるいは、千葉市の方でシステムを何か改修しなければならないのか等、詳細については、まだ、分からない状況です。

（藤谷委員） 国は、アクセスログをCSVファイルとして出力する機能を設けている、と言っていますから、今後、具体的なものが示されるのでしょうか。

（小林業務改革推進課主査） おそらく、ダウンロードぐらいまではできるのではないかと考えております。

（多賀谷部会長） そうですね。中間サーバーについては、そこに副本的な感じで、私の

イメージでは、個人データを置いておいて、国や他の市町村は、直接、千葉市へ照会するのではなくて、中間サーバーを見て対応してください、という感じになるのだと思います。

しかし、中間サーバーを放っておくと、データが溜まりそうな気がします。データが古くなったりとか、消去したつもりが実は残っていたりとか、中間サーバーの運用が今一、よく分からないですね。今の段階では、引き続き、様子を見ながら検討ということですね。

(藤谷委員) 今、多賀谷部会長がおっしゃったように、このプログラムは普通のプログラムの初期版とか、そもそも仕様にそんな、どこまでの要件として考えられて作られたかは膨大なシステムなのでよく分からないですね。

(多賀谷部会長) そうですね。これ自体として、このところはきちんと検討がなされないまま、走り出したような気がしますね。

(藤谷委員) 見切り発車ですからね。

(多賀谷部会長) 他の所はきちんと検討されているのですが、いきなり中間サーバーが出てきた感じですね。中間サーバーが必要なのは分かりますが。

私のイメージですが、中間サーバーに格納されている副本データが古くなったものをそのまま放っておいて、それに、国や他の市町村がアクセスして、内容が違うではないか、という話が出てくるような気がしますね。

(藤谷委員) そうならないように、更新をするのだと思います。

(多賀谷部会長) 更新は市町村の責任で行いなさい、という話ですよ。

(藤谷委員) そうなのですか。

(多賀谷部会長) おそらく、そうだと思いますよ。自動的に更新してくれるというものではないでしょうから。

(藤谷委員) これはバッチで更新するのですか。デイリーバッチですか。

(小林業務改革推進課主査) 具体的には決まってはいませんが、バッチで、定期的に更新をかけるので、中間サーバーに古い情報が残るといったことはないと考えています。

(藤谷委員) 中間サーバーの中には、例えば名前であるとか、個人が特定できない形で格納されているんですよ。

(多賀谷部会長) 私のイメージでは、要するに情報提供ネットワークシステムで、すべてを個別に照会していたら、サーバー量が膨大になってパンクするので、中間サーバーで軽減しようということだと思います。おそらく、リアルタイム性がないから副本だと言っているのだらうと思うのですが、中間サーバーは、途中の段階で、いきなり出てきたものですからね。

(藤谷委員) 報告書案に戻りますが、このようなことを考えますと、「3 部会の意見」の所で、「なお、中間サーバーソフトウェアのアクセスログを監視する仕組みについては、国の回答を踏まえ、千葉市において適切な監視がなされるよう引き続き検討されたい」という文言については、有益だと思われしますので、私はこの案文でよろしいかと思います。

(多賀谷部会長) 稲垣委員、よろしいでしょうか。

(稲垣委員) 千葉市において監視すれば足りるのかという点が、少し、気になるころではあります。

(金森市政情報室長) 少なくとも、千葉市の方でできる範囲は行いなさい、ということだと思います。

(稲垣委員) 千葉市がやれるだけのことはやってください、ということですね。

(藤谷委員) 監視しようと思ったら、どういうアクセスログかということだと思うのですが、千葉市の職員だけがアクセスするのであれば、どういうIDかは分かりますが、国や全国の市町がアクセスしたら、そもそもこれは千葉市民の中間サーバーにおいて、どうも何月何日、こんな長時間アクセスしているのですが、このIDはそもそも誰のIDなの

か、それこそ、そのIDが、国の職員なのか、全国のどの市町村の職員のIDなのか、分かりませんから、いったい、誰が、どのようにチェックすればよいのですかね。具体的に考えると、各市町村の責任で行いなさい、と言われても、実際、どのように行えばよいのか。本当にまだ課題山積のシステムですね。

(金森市政情報室長) 今の点は、先ほどもお示ししましたように、やはり国の方への再度の要望という形と、その中で千葉市にできるもの何か、という両にらみでやっているという形でございます。千葉市としてやれる部分は行うのですが、並行して、引き続き国への要望も続けていきたいと考えております。

(多賀谷部会長) 他に何かありますか。

(金森市政情報室長) 先ほどの審議の中で、(旧)福祉システム(後期高齢者医療事務)についての確認事項がございましたが、このシステムは刷新が予定されておりました、(新)福祉システム(後期高齢者医療事務)として、今後、第三者評価を行いますので、第5回保護評価部会の中で、報告させていただきたいと思っております。

また、報告書に戻っていただきたいのですが、「2 調査審議の内容」の(2)で「部会での意見と意見に対する主な対応状況は、別紙のとおり」とありますが、この別紙としましては、本日お配りしました資料3「部会委員からの質問事項について」をベースに簡略化した形でこういう表にまとめさせていただき、審議会(全体会)へ提出したいと考えてございます。

(多賀谷部会長) それでは、部会から審議会(全体会)への報告書(案)について、これで確定したいと思っております。字句等で誤字脱字等については、事務局と調整しますので、私に一任をお願いいたします。

(異議なし)

(藤谷委員) 多賀谷部会長、一つ提案があるのですがよろしいでしょうか。

6月に日本年金機構から約125万件の個人情報漏えいされた事件があったかと思っておりますが、この関連でマイナンバー制を施行して大丈夫であるかということです。

125万件と報道されておりますが、125万件に留まっているかどうかははっきりしないという情報もあります。これだけ時間が経っているのに、どこからどうやってハッキングされたか、ということも分からないという状況です。

通常の漏えい事件の奇々怪々さもあるのですが、さらに、奇々怪々なことは、当然これは企業標的型のサイバー攻撃になりますが、これは、早いか遅いかはありますが、いずれは発覚される攻撃です。といいますのは、当然ログは残りますので、当然、変なサーバーからアクセスがあったことが分かる。

このことで、何が言いたいかと申しますと、このハッカーは、普通、データを売るために盗みます。しかし、このハッカーは経済目的ではなくて、本当は、マイナンバー制に対する警告をすることが目的ではないか、と私は思っています。

このハッカーが本当に、もし、今年の10月に配布される個人番号付きの個人情報を125万件盗もうと思ったら1年後に発覚するように仕掛ければ良いわけです。なぜかというと、これはどこに脆弱性があったかということ、これは日本年金機構の、まさに10月から、厳密には1月からシステムを導入する、その一つの出先が、出先というのは、これは税と社会福祉に関する番号ですから、その重要な一つが年金事務所です。年金事務所を束ねているのが日本年金機構です。もう一つが税務署です。

マイナンバー付きの125万件とマイナンバーがついていない125万件を比べたら、経済的価値は全く違います。それにも、このハッカーが、マイナンバーを施行する前に露見するであろう時期に仕掛けたのは、マイナンバー制に対する脆弱性を指摘しているのだと思います。

どこが脆弱かという、中間サーバーを議論しているときに気付いたのですが、まさに、コアのシステムがあって中間サーバーがあって、その入り口が事業者であり、事業者から情報を取得した千葉市です。

千葉市からコアのシステムや中間サーバーへ情報が流れて、それがどこへ行くのか。コアのシステムや中間サーバーを、いわゆるマイナンバーシステムという、マイナンバーシステムに市民のマイナンバー付きの情報をインプットするのが事業所であり、事業所からもらった市役所です。それでは、このインプットされた情報はどこへ出ていくかといいますと、つまり、アウトプットはどのように利用されるかといいますと、その一つが年金事務所であり税務署です。

それで、中間サーバーについて、これまでの議論を行ってきましたが、逆に今度はマイナンバーシステム全体のフローです。システムの中の脆弱性よりもマイナンバーシステム全体を使って市民のマイナンバーがどう流れて、どう利用されているのかといいますと、マクロ、全体的なフローを見てみますと、いろいろセキュリティを高める。システムそのものについて国の報告を前提とすると、それなりにセキュリティ監査をやっています。

この部分は問題ないとしても、もう一回見なおしてみると、インプットとアウトプットとの部分が危ないです。それで、インプットで危ないのが民間の事業所です。千葉市に情報を持って来る前に、事業所の中でずさんな管理がされていれば、そこから漏えいされてしまうことになります。でも、ここに関しては、国はガイドラインを作って、大企業向けと中小企業向けとでガイドラインがあります。

一番危険なのは、このアウトプットの部分である年金事務所と税務署です。市役所というのは、個人情報保護条例に基づいて、様々な措置を行っていると思うのですが、国の出先機関はすごく緩いんです。まさに直接条例に触れている職員でもないし、審議会があって常にモチベーションを高められているわけではないんです。

情報を入れる千葉市はきちんと行っている、それで、入力された国の方でもしっかりやっている。しかし、それを利用する国の出先機関が、ずさんな管理を行っていたら、当然漏れますよね。

しかし、これはマイナンバー法によって、国は千葉市に対して情報をこの中にインプットしなさいということで、ネットワークで繋がられる。これにより、国は便利になるし、マイナンバー法で想定している国家の施策を実現できるかもしれない。

しかし、無理矢理つなぐのであれば、繋いで利用する先のセキュリティも確保しないで、これをつなげというのは、問題あるのではないのでしょうか。

私が驚いているのは、日本年金機構は、どうしてあんなにずさんだったかといったら、過去5年間セキュリティチェックを行っていて、5段階のうち下から2番目という低いセキュリティの評価を受けているのに、その5年間、対策をほとんど取らなかった。私が言いたいのは、マイナンバーシステムそのものは何とかセキュリティのレベルを確保したとしても、それを利用する、まさに全体のマイナンバーの情報はどう流れるのかといった、そのの所に対するリスクの認識とかりスク対策が欠けているのだらうと思います。

私はこのまま年金事務所とか税務署とかで何も対策がなされないまま、これがもし最初の答申について、こちら千葉市から、要望をつけていないですから、それが通ってしまうとリスクがあるかなと気づいたものですから、非常に重要なことなので、本日、どう取り扱うのかも含めて部会長にご検討いただけないかと思います。

私は、本当に千葉市はしっかりと国とやりとりして、ここまで回答をいただいていると思います。

したがって、そこまで議論をしっかりやっていただく必要があると思います。

(多賀谷部会長) 年金とか税金とか、それぞれのシステム自体の脆弱性の話はそれぞれ

のシステムの話で、マイナンバー制度をすべて議論することはできなくて、この部分は日本年金機構に問題があったわけですが。マイナンバーシステムとしては分散管理システムということなので、どこか一つのシステムに問題が起こっても、他のシステムに影響を与えることはない、と国は回答してくると思います。

(藤谷委員) 部会長、私が申し上げたいのは、分散のシステムとマイナンバーのシステムの中身の問題よりも、それでいくらこうやったとしても、むしろその情報を利用する、日本年金機構も当然利用するわけで、年金事務所も利用するわけです。そこでの情報を管理するところが、IDとパスワードの管理もずさんで、マイナンバー対応のリスク管理をしっかりとやった対策を取りますというのは、いまだに出てきておりません。

だから、そうだとすると、やはり今のままだったら千葉市民の情報も年金事務所から漏れるリスクは現にあると思います。

(多賀谷部会長) 千葉市民の情報が年金事務所から漏れるというのは、年金に関する千葉市民の情報が漏れるということですか。

(藤谷委員) 年金事務所が必要なもの、だから、年金に関するものは当然として、そこはまだ入り口で、個人情報とくっついていたものが、ここの中ではいろいろ分散されて、さきほど、言ったように2つの別のナンバーをつけて処理をしていますが、また年金事務所に行ったらそこでまた処理するわけです。

そうすると、そこで個人番号と繋がった千葉市民の個人情報がそこから漏れるということです。そのリスクについて、具体的に表現をすると、マイナンバーシステムの問題ではないと思います。

(多賀谷部会長) それはマイナンバーシステムがあるからないからという話とは違うと思います。つまり、年金システム自体の脆弱性の話ではないでしょうか。

その場合にそのシステムの脆弱性がマイナンバーを使うことによって、リスクがより高まっているかどうかという話です。

(藤谷委員) 個人番号が今度は紐付きますので、リスクが高まるのではないのでしょうか。

(多賀谷部会長) 年金事務所自体は個人番号を使わないと思いますが。

(藤谷委員) おそらく、使うと思いますが。

(多賀谷部会長) 分散システムでありますから、マイナンバーではなく、独自番号を使うのではないのでしょうか。

(金森市政情報室長) 実際は、マイナンバーから生成される符号を使うと思いますが。

(多賀谷部会長) 別の符号でやるわけですから。

(藤谷委員) そののところ、確認していただけないでしょうか。

(金森市政情報室長) 市町村の中においては、マイナンバーではなく、マイナンバーから生成される符号を使うこととなっています。

(多賀谷部会長) それは分散管理ですから、別の番号になると思います。

(金森市政情報室長) この件については確認を行いたいと思います。

(多賀谷部会長) 年金機構のことはよく分かりませんが、基本的には、番号はそれぞれ違うもの、分散管理とはそういうものだと思うのですが。

私が、一番気になるのは、要するにこの中間サーバーはそういう分散管理の例外ではないかという感じで、何となく不安です。

(藤谷委員) 分かりました。そうすると、部会長もおっしゃるように、そこからマイナンバーが漏れるということでなければ、ここで議論する必要はないのですが、マイナンバー付きの情報が漏れるかどうかと、私も検討しますが、市の方でも研究していただけますか。

(金森市政情報室長) はい。

(藤谷委員) もし、それがマイナンバー付きの情報が漏れるのであれば。

(多賀谷部会長) 年金と税のシステムについてですね。

(藤谷委員) だから、千葉市側のシステムではなくて、マイナンバーからのアウトプットをどうしても年金情報とかそれを利用しようと、税情報を利用しようとする税務署とまさに日本年金機構のですね。

(金森市政情報室長) 分かりました。

(多賀谷部会長) 他に、よろしいでしょうか。

◆議事(3) その他

(多賀谷部会長) それでは、「3 その他」ですが、事務局の方で何かございますか。

(金森市政情報室長) それでは、本日の会議の議事録の確定方法でございます。

後日、事務局でまた前回と同じく議事録(案)を作成しまして、あわせて非公開とすべき部分を検討して、明示した上で委員の皆様へお送りいたします。そして、ご意見を頂戴した上で修正案を作成したいと考えてございます。その確定につきましては、部会長さんに一任していただく形でお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(多賀谷部会長) よろしいでしょうか。

(異議なし)

(多賀谷部会長) それでは、最終確認について、ご一任いただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。その他、何かございますか。

(金森市政情報室長) 今後の流れについて確認をさせていただきます。

資料1「特定個人情報保護評価スケジュールについて」をご覧ください。

本日の確定いたしました部会から審議会(全体会)への報告書をもって、8月27日午後4時から開催する「第16回情報公開・個人情報保護審議会」(全体会)へ報告をさせていただきますと思います。会議終了後、引き続き、「第5回保護評価部会」を開催する予定です。

(多賀谷部会長) 以上をもちまして、第4回特定個人情報保護評価部会を終了します。

(金森市政情報室長) 本日は、慎重にご審議をしていただき、ありがとうございました。今後とも、よろしくお願いいたします。

—了—